

## ふるさとチョイス電子感謝券 加盟店ガイドライン

ふるさとチョイス電子感謝券は、ふるさと納税制度におけるお礼の品であり、電子感謝券を利用できる加盟店の、提供する品やサービスについては、ふるさと納税の「地場産品」基準に適合する必要があります。

そのため「地場産品」基準に適合しない品やサービスのみを取り扱う事業者は加盟店となることはできません。それら基準については、ふるさとチョイス電子感謝券のガイドラインにて定義した内容を遵守していただく必要があります。

### 【地場産品基準】

「ふるさと納税指定制度における 令和元年6月1日以降の指定等について」P12に記載のある地場産品基準を参考とする。(以下抜粋)

【地場産品基準】※以下のいずれかに該当すること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

### 【ふるさとチョイス電子感謝券基準】

以下3点の注意事項については、ふるさとチョイス電子感謝券の基準として、遵守していただけますよう、ご確認をお願いいたします。ただし、対象の店舗が下記のいずれかに該当する場合であっても、総務省に確認いただいた結果、加盟店として問題ないとの見解が得られた場合は、加盟店として登録いただけます。その場合、確認されたことをメール等でご連絡ください。

- 1、 店舗の商品構成が地場産品以外の物が過半数を占め、運用により地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗については、加盟店としないこと  
※ただし、運用により地場産品のみを電子感謝券の利用対象とすることが可能な場合は、加盟

店とするとは可能です。運用に関しては、各自治体でルールを策定し、遵守いただけるようお願いいたします。

- 2、 上記【七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。】とある通り、役務提供のサービス事業者として、全国共通のサービス並びにメニューのみを提供するナショナルチェーン店と判断されるものについては、加盟店としないこと。

- 3、 処方箋薬局など税法が関係する商品を扱う店舗については、加盟店としないこと。

上記ガイドラインに違反するとみられる事業者を加盟店としている場合、状況を確認させていただきます。また、その確認において、明らかに違反と思われる場合、是正いただく対応をお願いさせていただきます。

是正いただくことができない場合、電子感謝券の利用を停止するなどの処置をとらせていただく場合もありますので、ご了承ください。

2022年2月21日改定